

お知らせ information

お知らせ

軽度・中等度難聴児の補聴器購入費用の一部を助成します

町では4月から「軽度・中等度難聴児の補聴器購入費用」の一部助成を始めました。

対象者や助成金額などは次のとおりです。

詳しくは、町公式ウェブサイトをご覧いただくか、健康福祉課へお問い合わせください。

◆対象者

両耳の聴力レベルが原則30デシベル以上70デシベル未満で、身体障害者手帳の交付対象とならない18歳未

満の方

◆助成金額

補聴器1台(片耳)の購入金額の3分の2(上限10万円)

※100円未満切り捨て

※高額所得世帯は対象外

◆申請方法

助成を受けるには「補聴器を購入する前」に申請が必要になりますので、健康福祉課までお越しください。

☎健康福祉課

7216934



「臨時福祉給付金(経済対策分)」の申請はお済みですか?
申請期限は5月31日(水)まで

「臨時福祉給付金(経済対策分)」の申請は5月31日(水)までとなっています。期限を過ぎると申請できなくなりますので、該当する方

まだ申請がお済みでない方
はお早めに申請してください。

対象者と見込まれる方には、2月に申請書をお送りしていますが、対象となるにもかかわらず申請書が届いていない場合は、健康福祉課までお問い合わせください。

◆支給対象者

・平成28年度臨時福祉給付金」の支給対象の方

・平成28年度分の町民税(均等割)が課税されていない方

※課税者の扶養に入っている場合や生活保護の受給者である場合などは対象外となります。

◆支給額

支給対象者1人につき1万5千円

◆申請窓口および申請時間

健康福祉課

平日の午前8時30分から午後5時15分まで

◆ご注意ください

平成28年1月1日時点(基準日)で住民登録してい

た市町村で申請してください。(申請期間は市町村によって異なります)

またこの給付金受給のために町から手数料の振り込みを求めることは絶対ありません。ただし申請後に申請書などの内容に不備があった場合などは、役場から電話連絡をさせていただきます。

☎健康福祉課

7216934

平成29年度分課税証明書・所得証明書は5月または6月から発行可能です

平成28年中の所得情報が反映された「平成29年度分課税証明書・所得証明書」は、5月中旬または6月中旬から発行可能となります。

それまでは平成28年度分(平成27年中の所得を反映したもの)が最新の証明書

となりますので、ご了解ください。

平成29年度分課税(所得)証明書が発行できる時期については、平成29年度分の町民税の納付方法などにより違いがあります。お子さんの進学や進級などで最新の課税証明書などが必要になる場合には、特にご注意ください。

◆最新の課税証明書・所得証明書発行の時期

◎給与から町民税を天引きして納付している方
5月中旬

◎口座振替や納付書で納付する方、非課税の方、ご家族の扶養に入っている方など
6月中旬

☎ 税務課

7216932

